

イーハウス建築センター（株）

確認検査業務約款

第1条（責務）

- 建築主、設置者又は築造主（以下「甲」という。）及びイーハウス建築センター株式会社（以下「乙」という。）は、建築基準法（以下「法」という）並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款（申請書及び引受証を含む。以下同じ。）及び「乙の確認検査業務規程（以下「規程」という。）」に定められた事項を内容とする契約（以下「契約」という。）を履行する。
2. 甲は乙への建築確認申請書及び添付図書について事実と相違ない事を記載しなければならない。
 3. 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受証に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
 4. 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
 5. 甲は、別に定める乙の確認検査業務手数料規程に基づき算定され、引受証に定められた額の手数料を、第3条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
 6. 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受証に定められた業務の対象建築物等（以下「対象建築物等」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
 7. 甲は、乙が業務を行う際に、対象建築物等、その敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。
 8. 甲は、乙の確認業務において、対象建築物等の計画に関し乙がなした建築基準関係法令への適合性の質疑等の指摘に対し、速やかに図面の修正その他必要な措置をとらなければならない。この場合、乙が期限を明示したときは、当該期限内にこれを行われなければならない。

第2条（業務期日）

乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

ア. 確認業務：引受証に定める日

イ. 中間検査業務：引受証に定める検査予定日の翌日

ウ. 完了検査業務：引受証に定める検査予定日の翌日

エ. 仮使用認定業務：引受証に定める検査予定日の翌日

2. 乙は、甲が前条第5項から第8項まで及び第5条第1項に定める責務を怠った時その他乙の責に帰すことができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。

第3条（支払期日）

甲の確認検査手数料の支払期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

ア. 確認の申請手数料 前条第1号に定める確認業務の業務期日の前日

イ. 中間検査の申請手数料 引受証に定める中間検査予定日の前日

ウ. 完了検査の申請手数料 引受証に定める完了検査予定日の前日

エ. 仮使用認定の申請手数料 引受証に定める現場検査予定日の前日

第4条（支払い方法）

甲は、確認検査手数料の支払いを銀行振込みにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、別の支払い方法によることができる。

2. 前項に要する費用は甲の負担とする。
3. 甲と乙は、協議により一括の支払い等別の方法を取ることができる。

第5条（確認審査中の計画変更）

確認申請中の計画変更が、必要な場合は、甲は、当初の計画に関わる確認の申請を取り下げ、別件として改めて乙に確認を申請しなければならない。

2. 前項の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

第6条（甲の解除権）

甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- ア. 乙が、正当な理由なく、第2条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合。
 - イ. 乙がこの契約に違反したことに付き、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。
2. 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
 3. 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに応じないものとする。
 4. 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
 5. 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料がまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。
 6. 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その補償を甲に請求することができる。

第7条（乙の解除権）

乙は、次の各号の一に該当するときは甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- ア. 甲が、正当な理由無く、第3条の各号に掲げる手数料を当該各号に定める支払い期日までに支払わない場合
 - イ. 甲がこの契約に違反したことに付き、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
2. 前項の契約解除の場合、乙は、手数料がすでに支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料がまだに支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。また乙はその契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに応じないものとする。
 3. 第1項の契約解除の場合、前項に定める場合のほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

第8条（計画の特定行政庁への通知）

乙は、この契約を締結した後、対象建築物等（建築物に限る）の計画の概要を、建築場所の特定行政庁へ通知する。

2. 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに応じないものとする。

第9条（秘密保持）

乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己に利益のために使用してはならない。

第10条（損害賠償）

甲及び乙はこの契約に定める業務に関して、発生した損害に係わる賠償額を相手方に請求する事が出来る。

但し、その損害賠償請求額の上限を申請手数料の10倍までとする。

第11条（別途協議）

この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

附則

制定 平成17年2月15日

改定 平成19年1月15日

改定 平成20年6月18日

改定 平成22年1月8日

改定 平成27年9月11日